第百二十条の二第一項第三号ハを削り、同条第二項第二号イ中「前項第二号ロ」を「前項第一号イ⑵」に、「同号ロ」を「同号イ⑵」に改め、同号ロ中「前項第二号ロ」を「前項第一号イ⑵」に改める。

第百二十条の三第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項第一号ロ」に、「前条第一項第二号」を「前条第一項第一号」に改め、「以外の償却の方法」の下に「（同項第三号イに掲げる減価償却資産（第三項において「鉱業用建築物」という。）にあつては、定率法その他これに準ずる方法を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「とき」の下に「（その申請に係る資産の種類が鉱業用建築物である場合に当該償却の方法が定率法その他これに準ずる方法であると認めるときを含む。）」を加える。

第百二十一条第一項中「第百二十条の二第一項第二号」を「第百二十条の二第一項第一号若しくは第二号」に改め、同条第二項第一号中「いずれかの」を「その採用している」に改め、同条第三項中「まくら木」を「枕木」に改め、同条第四項中「以下この款」を「次項及び第百三十二条第一項（年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）」に改める。

第百二十三条第一項中「第百二十条の二第一項第二号、第三号」を「第百二十条の二第一項第一号イ、第二号、第三号イ、同号ロ」に改め、同条第二項ただし書中「第百二十条の二第一項第一号」を「第百二十条の二第一項第一号ロ」に改め、同条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「定める償却の方法」の下に「（第百二十条の二第一項第三号イに掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、当該旧償却方法適用資産につき選定した第一号又は第三号に掲げる償却の方法の区分に応じそれぞれ第一号又は第三号に定める償却の方法）」を加え、同項ただし書中「区分」の下に「（第一項に規定する区分をいう。）」を加え、「場合には」を「場合は」に改め、同条第四項中「第百二十条の二第一項第一号」を「第百二十条の二第一項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第百二十条の二第一項第三号に掲げる減価償却資産のうち平成二十八年三月三十一日以前に取得されたもの（以下この項において「旧選定対象資産」という。）につき既にそのよるべき償却の方法として定額法を選定している場合（二以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。）において、同号イに掲げる減価償却資産（以下この項において「新選定対象資産」という。）で、同日以前に取得されるとしたならば当該旧選定対象資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。以下この項において同じ。）に属するものにつき第二項の規定による届出をしていないときは、当該新選定対象資産については、定額法を選定したものとみなす。ただし、当該新選定対象資産と同一の区分に属する他の新選定対象資産について、次条第一項の承認を受けている場合は、この限りでない。

第百二十五条第二号イ中「第百二十条の二第一項第一号イ及び第二号」を「第百二十条の二第一項第一号イ及び第二号」に改める。

第百二十七条第四項中「第百二十条の二第一項第二号ロ⑴に掲げる」を「平成二十四年三月三十一日以前に取得された」に改める。

第百二十九条中「から第三号まで」を「及び第三号」に、「並びに第百二十条の二第一項第一号及び第二号」を「及び第百二十条の二第一項第一号」に改める。

第百三十条第一項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同項第四号中「腐しよくした」を「腐食した」に改め、同条第九項中「第百二十条の二第一項第一号若しくは第三号イ⑴若しくは第三号イ⑵」に改める。

第百六十七条の四第一号中「の金額」の下に「及び当該支出につき同項に規定する教育訓練給付金、母子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分があある場合における当該支給される部分の金額」を加える。

第百七十条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「は、」の下に「まず」を加え、「から先に」を「（贈与、相続又は遺贈により取得した同一銘柄の有価証券等のうち、当該贈与をした者又は当該相続若しくは遺贈に係る相続人が当該贈与の日又は相続の開始の日の属する年分の所得税につき法第百三十七条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合における当該有価証券等（以下この項において「猶予適用有価証券等」という。）を除く。）の譲渡又は贈与をし、次に当該個人が当該国外転出の時に有していた有価証券等又は猶予適用有価証券等のうち先に法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用があつたものから順次」に、「した場合における当該有価証券等の取得の日により」を「して」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「、第十四号及び第十五号」を「及び第十四号から第十六号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第百七十条第四項第三号」を「第百七十条第五項第三号」に、「同条第二項」を「当該無対価合併の直前に有していた」とあるのは「法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出の時において有する」と、同条第三項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第二項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、「当該無対価分割型分割の直前に有していた」とあるのは「法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出の時において有する」と、同条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第十五号中「この号」を「この項」に改め、同項に次の一号を加える。

十六　新株予約権の行使　当該行使があつた当該新株予約権の国外転出時評価額と当該新株予約権の行使に際して当該新株予約権一個につき払込みをした金銭の額との合計額を、当該新株予約権の行使により当該新株予約権一個について取得した有価証券等の数で除して計算した金額

第百七十条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券で法第百六十一条第一項第十二号（国内源泉所得）に掲げる所得を生ずべきものとする。

一　第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式で、同項に規定する譲渡についての制限が解除されていないもの

二　第八十四条第二項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるものを表示する有価証券

第百七十条の二第一項中「前条第二項各号」を「前条第三項各号」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第十五号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改め、「贈与等時評価額」と」の下に「「法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出」とあるのは「法第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する贈与等」と」を加え、同条第六項中「贈与の」を「前条第八項の規定は、贈与の」に、「は、当該贈与等以外の事由により取得した同一銘柄の有価証券等から先に譲渡又は贈与をしたものとした場合における当該有価証券等の取得の日により行うものとする」を「について準用する」に改め、同条第七項中「、前項」の下に「において準用する前条第八項」を加える。

第百八十三条第四項第一号中「特定退職金共済団体の承認の取消し」を「特定退職金共済団体の承認の取消し等」に、「法人に」を「法人又は同条第三項の規定により承認が失効をした法人に」に、「又は命令」を「若しくは命令」に改め、「受ける前」の下に「又は当該失効前」を加える。

第二百二十一条の二中「合計額」の下に「（当該合計額が零を下回る場合には、零）」を加える。

第二百二十一条の六第一項、第二項及び第四項中「第二百二十一条の二第一項第二号」を「第二百二十一条の二第二号」に改める。

第二百二十二条第三項中「をいう」を「（非永住者については、当該国外所得金額のうち、国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。）をいう」に改める。